

Q1 労働者を雇い

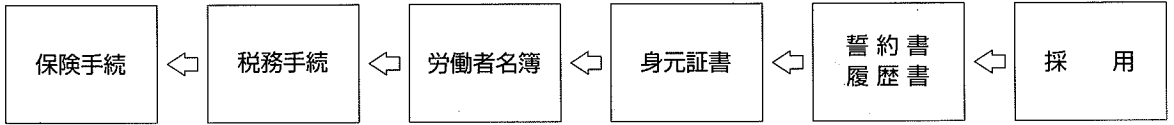
入れたとき、必要な手続きや書類を、簡単に教えてください。

A1 求人から採用

までの流れは、次のパターンとなりますが、採用内定の通知を行った時点で、労働契約が締結された事となります。

採用に伴って行う手続きは、まず履歴書と誓約書、身元保証書の提出を求め、採用時の健康診断を行い、次に、労働者名簿を作成します。

・ 税務関係では扶養控除の申告と源泉徴収簿(賃金台帳)の作成。  
・ 保険関係では健康保険、厚生年金保険の資格取得届けを行います。



## 経営の散歩道

### 労務管理の知恵袋

一人使いの坎どころQ&A (2)

日専連名誉講師 富山短期大学名誉教授 川中清司

Q2 誓約書と身元保証書の中身

はどのようなものですか。

A2 誓約書

誓約書は、入社の際に、労働者から、次のような内容の書面の提出を求めます。

- ・ 就業規則その他の規則に従い誠実に勤務する。
- ・ 採用に際して提出した書類の記載事項に相違があれば、採用を取り消されても異議がない。
- ・ 試用期間中に不適合と認められた場合は、正式採用を取り消されても異議がない。
- ・ 業務上の機密は、在職中はもちろん、退職後も他に漏らさ

ない。

・ 故意または重大な過失により会社に与えた一切の損害について賠償の責を負う。

○この場合に、結婚や出産を退職の条件にしたり、労働組合に加入しないことを誓約させたりすることはできません。

○前もって違約金をきめたり、賠償予定をとったりすることは違法となります。たとえば「無断欠勤は一回につき二万円を支払う」とか「契約期間内に退職した場合は給料の一月分を支払う」などです。

A2 身元保証書

・ 事業主は従業員の不法行為によって損害をこうむった場合に、身元保証人に対して損害賠償を請求できます。

・ 「身元保証に関する法律」によって、保証の内容が定められています。

・ 身元保証の期間は限られており、身元保証書に保証の期間を定めない場合は三年(商工業の見習いは五年)、定めがあっても五年をこえることはできません。

・ 保証人になってもらう人は、定期的な収入のある成人がよ

く、身内でも差し支えありません。企業によっては他人を一人加えることを条件としているところもあります。

○賠償の額をどの程度にするかは、身元保証人の責任の度合によって異なり、次のような点が判断の基準となります。

- ①使用者の過失の有無
- ②身元保証人が身元保証をすることとなったいきさつ
- ③保証をするに当たっての注意の程度
- ④保証される従業員の担当業務や身上の変化(平社員から係長や課長に変わったなど)など

Q3 労働者名簿の内容とひな型

は?

A3 使用者は、各事業所ごとに労働者名簿を各労働者について調製するように、労基法一〇七条で定めています。

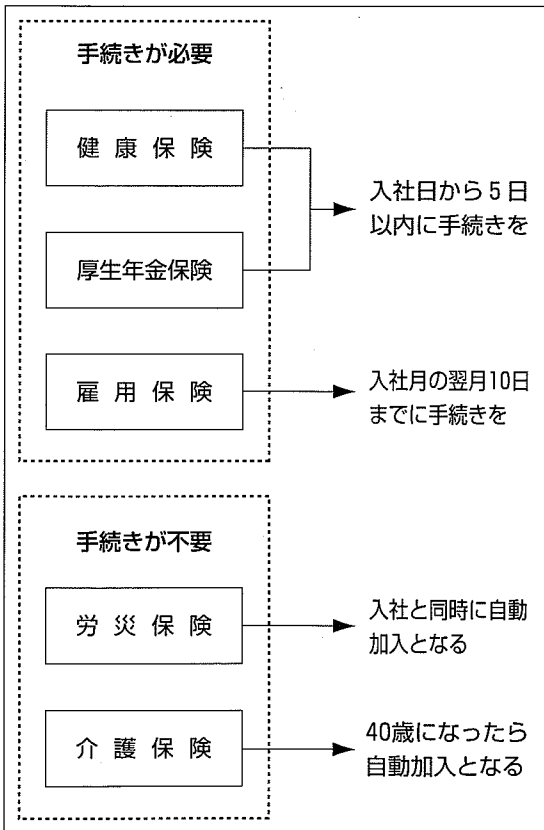
○七条で定めています。  
・ 名簿に記載する内容は、①氏名、②生年月日、③履歴、④性別、⑤住所、⑥従事する業務の種類、⑦雇い入れ年月日、⑧解雇または退職の年月日と事由、⑨死亡した場合の年月日と原因の九点です。

労働者名簿

フリガナ	アオキカズオ	性別	
氏名	青木 一雄	男	
生年月日	昭和〇〇年4月18日		
現住所	東京都千代田区神田駿河台4-1		
雇入年月日	平成〇〇年4月1日		
業務の種類	経理事務		
履歴	平成〇〇年3月 太平大学経済学部経営学科卒業		
解雇・退職 または死亡	年月日	年	月 日
	事由		
備考			

(常時使用する労働者が三人未満の事業所では、⑥の記載は必要がない)  
 ・労働者名簿はパートや外国人労働者も必要で、保存の年限は、労働者の死亡、退職または解雇の日から三年間となっています。  
 ・社員名簿や職務経歴書と兼ねて作ると便利です。  
 いろいろな既製品も出回っています。たとえば、バインダー式で、封筒の表に名簿として書き込み、履歴書や診断書の中に入れて保存するタイプのもの(日本法令様式出版

社の「個人別人事記録ブック」などがあります。  
**Q4** 必要な税務手続きは？  
**A4** 扶養控除の申告書の提出と源泉徴収簿の作成  
 ○従業員から、自分の扶養する家族の申告書を企業に提出させます。  
 ・企業は毎月の従業員の給料支払うの際に源泉税を差引きますが、扶養控除を引いた後の税額を求めます。扶養控除の申告がされていない場合は、控除が「乙欄適用」となると税額が多くなります。



○給料の台帳を作成し、毎月の給与額、賞与、源泉徴収税額、社会保険料などを記載します。(貸金台帳を、税務上は源泉徴収簿といえます)  
**Q5** 必要な保険の手続きは？  
**A5** 通常は、次の五つの保険に加入します。届け出る官庁などが異なるので、注意が必要です。  
 (1) 手続きが必要なもの  
 ① 健康保険 国が運営する政府管掌健康保険と、民間の組合管掌健康保険があり、どちらかに加入し、社会保険事務所

または健康保険組合が窓口となります。  
 ② 厚生年金保険 健康保険と同時に加入し、窓口は社会保険事務所。  
 ③ 雇用保険 六五歳未満の社員を採用した場合に加入手続きし、窓口はハローワーク(公共職業安定所)。  
 (2) 手続きが不要なもの  
 ① 介護保険 年齢に応じて自動的に処理されます。  
 ② 労災保険 賃金支払いの対象となると適用され、入社と共に自動的に加入になります。